

目標 17 パートナースイップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナースイップを活性化する

1. 解説

目標 17 は、特定の開発課題を取り上げるのではなく、目標 1 から 16 までを達成するための『**実施手段の強化**』と『**パートナースイップの活性化**』に向けた目標を掲げています。このため、19 ものターゲットが設定されています。また、開発途上国（以下、途上国）に対する支援が全面に打ち出されているのも特徴です。

19 のターゲットは、7 種の実施手段「**資金**」、「**技術**」、「**能力構築**」、「**貿易**」、「**制度・政策**」、「**マルチステークホルダー・パートナースイップ (MSP)**」、「**データ、モニタリング、説明責任**」に分類されています。「**資金**」では、ODA の増額に加え、民間のあらゆる資金の動員を目指すターゲットが設定されています。「**技術**」では途上国の科学技術イノベーション (STI) へのアクセスを促進する国際支援、「**能力構築**」では途上国の能力構築

のための国際支援がターゲットとなっています。「**貿易**」や「**制度・政策**」では、国際的な経済環境（互恵的な貿易や通貨・金融システムの安定など）や SDGs のための政策協調による支援が求められています。「**MSP**」は従来型の官民のパートナースイップ形態ではなく、**企業の自発的・自主的な行動**を求める MSP という新たなパートナースイップの枠組みを提案するものです。「**データ、モニタリング、説明責任**」では、ターゲットの指標を測定するための途上国の能力構築を目指しています。

目標 17 は、SDGs の前身であるミレニアム開発目標 (MDGs) の目標 8「**開発のためのグローバルなパートナースイップの推進**」を引き継いでいますが、貿易や債務救済が中心であったターゲットに、資金動員が追加され、さらに拡充したものとなっています。

ターゲット

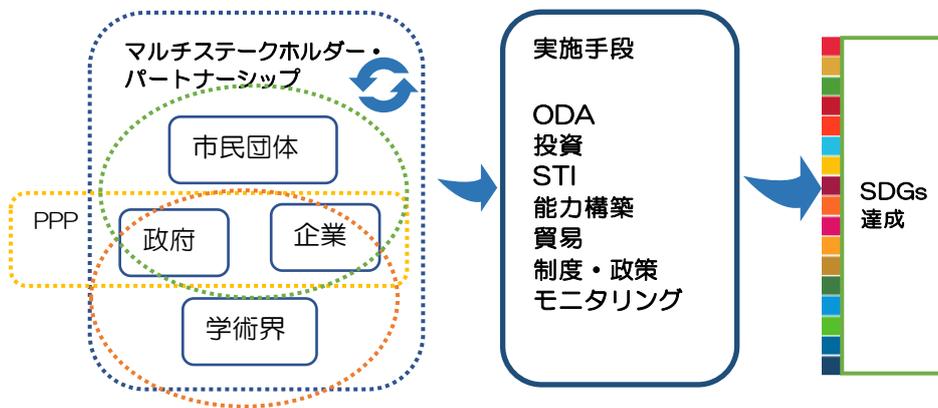
資金	
17.1	課税及び 徴税能力の向上 のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成 すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発 開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。

17.3	複数の財源から、開発途上国のための 追加的資金源 を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な 債務の持続可能性 の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための 投資促進枠組み を導入及び実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する 南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、 全世界的な技術促進メカニズム などを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、 環境に配慮した技術 の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、 後発開発途上国のための技術バンク 及び 科学技術イノベーション能力構築メカニズム を完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
能力構築	
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における 効果的かつ的をしぼった能力構築 の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、 公平な多角的貿易体制 を促進する。
17.11	開発途上国による 輸出を大幅に増加 させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ 市場アクセスの円滑化 に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
制度・政策	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的な マクロ経済の安定 を促進する。
17.14	持続可能な開発のための 政策の一貫性 を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の 政策空間及びリーダーシップ を尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有する マルチステークホルダー・パートナーシップ によって補完しつつ、持続可能な開発のための グローバル・パートナーシップ を強化する。

17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

2. 世界の現状

目標 17 は、市民、企業、政府、学术界などの自発的なコミットメント・活動を促進することを目指しています。



図：ターゲット相互の関係

2-1. 途上国の資金不足と投資促進

SDGs 達成に今後多額の資金が必要となることは容易に想像がつかます。特に途上国については、2030年までに SDGs を達成するためには年間 2 兆 5,000 億ドルの資金が不足していると国連貿易開発会議（UNCTAD）が試算しています。これを受け、すべての国が国内の資金を動員することを求められています。しかし、低所得国はそもそも税収基盤が弱く、徴税能力も低い傾向にあります。国連では税収の対 GDP 比の目標値を最低 20%と定めていますが、例えば、アフリカの中で

も低所得国ほど 20%に達していないというのが実態です。このため、途上国の徴税能力を強化する支援が実施されています。

先進国の途上国に対する ODA（支出純額）は 2016 年に過去最高の 1,450 億ドルに達しました。ただし、対 GNI 比は 0.32%で、目標値である 0.7%を大きく下回っています。日本の ODA の対 GNI 比も 0.20%にとどまっています。一方で、2008 年の世界金融危機の影響で、アジアを中心に途上国の債務負担リスクが少しずつ上昇しており、ODA を増やすにも途上国の債務持続可能

性を考慮することが重要となっています。

このように、途上国は資金不足を税収や ODA のみでは賄えないことから、海外からの民間投資に期待が高まっています。実際、2016 年には途上国に 1 兆 4,000 億ドルが流入し、そのうち ODA は 10%に過ぎませんが、**外国直接投資(FDI) は 46%**、移民からの送金が 29%を占めました。証券投資なども増えていますが、各国はより長期で安定的な FDI の誘致に注力しています。UNCTAD によれば、FDI は 2015 年以降、米国の金融政策の「正常化」や資源価格の低迷などにより、北米や欧州で急増し、資源国の多い中南米やアフリカで低下しています。それでも、後発開発途上国の中にはエチオピアのように、トルコ、中国、台湾、インドなどから縫製業に投資が相次ぎ、**過去 5 年で FDI 流入額が 5 倍に増えた国**もあります。

途上国における民間のインフラ投資額（誓約ベース）は、世界銀行によると、2006 年から 2012 年までは順調に拡大し 1,600 億ドルに達しましたが、2016 年に 715 億ドルにまで落ち込みました。レジリエントなインフラ整備（目標 9）を達成する上でも、途上国における官民連携パートナーシップ（PPP）の制度構築や長期の資金調達確保など民間が参画し易い事業環境整備が急務となっています。

2-2. デジタル・ディバイドと技術促進

途上国は資金ばかりでなく、技術や人材も不足しています。典型的な例としてあげられるのが、インターネットなどの情報通信技術（ICT）の利用機会や利用能力に関する格差、**デジタル・ディバイド**です。例えば、2016 年の移動系ブロードバンドの 100 人当たりの加入数は、先進国で 94.4、途上国で 43.6、**後発開発途上国では 19.1**です。

とはいえ、サブサハラ・アフリカは今や携帯電話を利用したモバイルマネー・サービスのグローバル・リーダーと称されています。世界銀行によれば、この地域では 3 人に 1 人しか銀行口座を保有していませんでしたが、モバイルマネーの普及により多くの人の金融アクセスが大きく向上したため、科学技術イノベーション（STI）による途上国の「**リープフロッグ（一足跳び）**」の好事例とされています。一方で、国際電気通信連合（ITU）の 2017 年のグローバル・サイバーセキュリティ指標（GCI）によると、サブサハラ・アフリカは、モーリシャス（6 位/193 カ国）やルワンダ（36 位）など一部を除き**情報セキュリティの整備途上**にあることが示されています。

先進国では、情報セキュリティ対策や 5G や IoT に代表される ICT 技術革新が進んでおり、こうした ICT や環境に関連した**技術革新の成果を途上国と共有するメカニズム**を構築・運用し、リープフロッグを後押しする機運が高まっています。

2-3. 公平な貿易体制と市場アクセス促進

SDGs のための途上国各国の開発努力は、それを可能とする国際的な経済環境（**互恵的な貿易や通貨・金融システムの安定**など）や SDGs のための政策協調による支援が重要とされています。

WTO は貿易の普遍的なルール作りを目指していますが、WTO 加盟国によるドーハ・ラウンドは交渉が難航しています。むしろ、近年は先進国や新興国を中心に、二国間・多国間の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を締結する国・地域が増えています。FTA では主に関税の撤廃が定められ、EPA ではそれに加えて知的財産保護や投資の規則なども定められています。

途上国の場合、自国の産業競争力が低くなく、国内産業保護のために FTA を結ぶことに消極的

な国もあります。こうした背景もあり、先進国は、**途上国の海外市場へのアクセスを促進**するため、FTA ではなく、途上国の国産品を輸入する際に**通常の関税率よりも低い一般特惠関税制度（GSP）**を設けています。後発開発途上国には、さらに低い特別特惠関税を適用しています。EU の場合、後発開発途上国には武器以外全ての品目を無税とする制度（EBA）、途上国の中でも SDGs や人権保障関連の国際条約批准国には GSP より幅広い品目を免税対象とする制度を設けています。外資は途上国に進出し、現地で生産した製品を GSP を活用して先進国に輸出しています。日本企業も、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュなどの後発開発途上国に近年続々と進出しています。

なお、EU は、途上国であっても、マレーシアやタイなどの中高所得国や、インドの貴金属や自動車などの競争力の高い製品群に GSP を適用しない規則を設けています。EU は 2017 年 1 月にケニアの生花を適用対象外としました。前年の時点でケニアは主要輸出産業である花きビジネスへの影響を懸念し、EU と東アフリカ共同体の間で交渉中の EPA を批准したため、これまでどおりの輸出を行うことができます。しかし、同 EPA が発効した場合、今後 EU 製品の輸入関税を引き下げ、市場を開放せざるを得ない状況となります。途上国は、このような貿易環境をも考慮した産業振興支援を必要としています。

2-4. マルチステークホルダー・パートナーシップ

民間企業、政府、市民団体がパートナーシップを形成することは今日では日常的になっています。「マルチステークホルダー・パートナーシップ（MSP）」は、官民双方の様々なステークホルダーが**自発的かつ協調的に**、共通の目的達成のために

リスクや責任、専門的知見や資金などのリソース、利益を共有することに合意して具体的な作業を共同で行う、制度化された関係といわれています。

MSP は官民のパートナーシップ形態を全て抱合するものではありません。前述の PPP などは、その基本的な概念が責任やリスクを政府と民間が自発的に共有するのではなく、政府から民間に契約を基にシフトさせることであるため、MSP の範疇から除外されています。

MSP の代表例としては、**国連グローバル・コンパクト（UNGC：各企業・団体が SDGs 達成のための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組み）**、**グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI：サステナビリティ報告の枠組みの開発と世界的な利用を推進する取組み）**、**国連機関間科学技術イノベーション（STI）タスクチームなどで構成される技術促進メカニズム**などがあります。

3. ゴール達成のために私たちができること

日本企業も関心が高まる

日本でも企業の社会的責任（CSR）が認知され、多くの企業が幅広い社会貢献活動を行っています。2015年にSDGsが採択されると、日本企業の一部では、社会貢献活動だけでなく、**SDGsの課題解決と自社事業とを関連づけたサステナビリティ報告**も公表し始めています。企業自身の関心に加え、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資などで、企業のSDGsに関する非財務情報の開示が重視され始めたことも影響しているようです。前述の国連グローバル・コンパクト（UNGC）には、9,000の企業と4,000の非ビジネス団体が加盟、日本からは270の企業・団体が加盟しています。数は多くありませんが、中小企業も加盟しています。また、日本企業の間では国際標準化機構（ISO）が定めた社会的責任に関する国際規定 ISO26000 が普及していますが、最近ではUNGCとGRIがパートナーシップを通じて策定したサステナビリティ報告に関する国際ガイドラインに準拠する企業も徐々に増えています。

日本の産業界も、2015年以降、SDGsの達成に向けた動きが加速しています。経団連は、革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会「**Society 5.0**」を掲げ、**その実現を通じたSDGs達成を柱として企業行動憲章を改定**しました。経産省は、中長期的な企業価値向上に向けて「**価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-（価値協創ガイダンス）**」を策定し、**SDGsを経営戦略に組み込むことを奨励**しています。証券業界も「**証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会**」を立ち上げています。

製造業では、ISOなどを基にサプライチェーン

における労働環境、安全衛生、環境、贈収賄などの倫理規定を含めたCSR調達ガイドラインを作成し、早くから取り組んでいる企業が多いです。

電子業界の国際的なイニシアチブであるEICC（電子業界行動規範）は、電子機器のサプライチェーンにおける行動規範を定めており、日本の大手電子機器メーカーも加盟しています。2017年には「**責任ある企業同盟（RBA）**」に名称を変更し、電子機器の部品メーカーや原材料メーカーにも参加を呼びかけています。また、強制労働の根絶を目指す「**責任ある労働イニシアチブ**」や、紛争鉱物に関する国際ガイドラインを定めるCFSIと共同で「**責任ある原材料イニシアチブ**」を立ち上げ、マルチステークホルダーの参加を期待しています。

これまでのCSRから一步踏み出す

これまでどおり、企業が社会貢献活動やCSR調達ガイドラインへの準拠を続けていくことは重要とされる一方、もう一步進んでこのような**マルチステークホルダー・パートナーシップに自主的に参加し、企業の資源、専門技術・知見、サプライチェーン・チャンネルなどを活用してSDGsの課題解決に取り組んでいくことが期待**されています。

参考文献

- The Economist Intelligence (2016). “Mobile money in Africa: Promise and Perils”
- EU. “Generalised Scheme of Preferences (GSP)”
<http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/development/generalised-scheme-of-preferences/>
- Global Knowledge Partnership (2003). “Multi-Stakeholder Partnerships: Issue Paper”
- GRI & UN Global Compact (2016). “Business Reporting on the SDGs: An Analysis of the Goals and Targets”
- ITU (2017). ICT Fact & Figures
- ITU (2017). Global Cybersecurity Index
- OECD Data <https://data.oecd.org/>
- Responsible Business Alliance (RBA). <http://www.responsiblebusiness.org/>
- UNCTAD website. “Development and Globalization Facts & Figures: Partnership”
<http://stats.unctad.org/Dgff2016/partnership/index.html>
- UNCTAD. World Investment Report 2014 and 2017
- UNECOSC (2016). “Multi-stakeholder partnerships for implementing the 2030 Agenda: Improving accountability and transparency - Analytical Paper for the 2016 ECOSOC Partnership Forum”
- UN Global Compact. <https://www.unglobalcompact.org/>
- World Bank (2017). Atlas of Sustainable Development Goals from World Development Indicators
- World Bank (2016). Private Participation in Infrastructure (PPI)
- 外務省（2017年4月11日）「OECD 開発援助委員会による2016年の各国 ODA 実績（暫定値）の公表」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004500.html
- 経済産業省（2017年5月19日）「「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を策定しました」
<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170529003/20170529003.html>
- 日本経済団体連合会（2017年11月8日）Policy（提言・報告書）「企業行動憲章の改定にあたって～Society 5.0の実現を通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成～」
<http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>
- 日本証券業協会（2017年9月19日）「証券業界のSDGsの推進のための取組み」
<http://www.jsda.or.jp/katsudou/csr/sdgs.html>
- 日本貿易振興機構（2017年1月16日）通商弘報「新しいGSP品目別除外リスト、EUが1月から適用ーインドの鉄鋼やケニアの花弁などが対象外にー」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/01/8ec124b2d19d78f9.html>